

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、塩竈市監査基準により監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により公表します。

令和 6 年 6 月 4 日

塩竈市監査委員 菅 原 靖 彦
塩竈市監査委員 伊 藤 博 章

定 期 監 査 結 果 報 告 書

1. 監査等の種類

定期監査及び併せて行う行政監査

2. 監査等の対象

議会事務局の財務に関する事務及びその他の事務

(令和 5 年度の定期監査時から令和 6 年度の定期監査時まで実施したもの)

3. 監査等の着眼点

令和 6 年度監査実施方針に基づき、財務等に関する事務の執行が適正かつ効果的に行われているか、各種の契約が公平性、透明性を確保しているか、公金収納が会計規則に則り適正に処理されているか、単純なミスを防ぐ等のチェック体制はどうなっているか等を着眼点として実施した。

4. 監査等の主な実施内容

事前に定期監査対象課から必要な資料の提出を求め審査を行った。監査当日は、歳入歳出の基礎となる帳簿、書類、証書など事務事業の執行に関する書類等の提出を求め、必要に応じて関係職員からの説明を聴取した。

また、予算の執行、物品、財産の管理、契約状況等事務事業の執行状況について、適法性、効率性、公平性、適正性などの観点から監査を実施した。

5. 監査等の実施場所及び日程

監査事務局内、令和 6 年 5 月 8 日(水)～同年 5 月 9 日(木)

6. 監査等の結果

財務に関する事務の執行、並びに事務事業の執行状況は、概ね適正に執行されていると認められたが、単純なミスが見られた。一方では、物品出納事務のマニュアル化や定例的な支払い事務のスケジュール管理等、事務処理のミスやもれを防ぐ工夫も見られた。今後もこのような取組みを継続してほしい。